

太田市自動車の臨時運行の許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月28日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第82号

太田市自動車の臨時運行の許可に関する規則の一部を改正する規則

太田市自動車の臨時運行の許可に関する規則（平成17年太田市規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。